

## アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃の即時中止と中東地域における緊張緩和と外交的かつ平和的解決を求める意見書

令和8年（2026年）2月28日、アメリカとイスラエルは、イランに対する軍事攻撃を行い、首都テヘランほか各地への空爆は国連憲章と国際法を無視したものである。

このことにより、中東地域においてアメリカ、イスラエル、そしてイランを巡る軍事的な緊張が極限まで高まっている。この事態は、単に一地域の紛争に留まらず、エネルギー供給網や国際物流の混乱を招き、国際社会全体の平和と安全を著しく脅かすものであり、看過できない。

特に空爆等で、子どもや高齢者をはじめとする多数の一般市民の生命と生活が犠牲となっている深刻な人道状況には深い憂慮を禁じ得ない。

一方、エネルギー資源の多くを中東に依存する我が国にとって、この地域の不安定化は、原油価格の高騰や物流の停滞を招き、国民生活及び地方経済に多大なる悪影響を及ぼす死活的な問題である。

法の支配に基づく国際秩序を維持し、さらなる事態の激化を防ぐため、我が国が持つ独自の外交ルートを最大限に活用し、粘り強い対話と働きかけを行うことが求められている。よって、佐渡市議会は日本政府に対して以下の事項を強く要望する。

### 記

- 1 国際法及び国際人道法を遵守した上での即時停戦と、平和的解決に向けた外交交渉の場につくよう、国際社会と連携して強力に働きかけること。
- 2 紛争による在外邦人の安全確保に万全を期すとともに、エネルギーの安定供給や物価高騰対策など、国民生活と地域経済を守るための万全な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

新潟県佐渡市議会議長 金 田 淳 一